

新型コロナウイルス感染症による影響に対する支援策(主なもの) (市民のみなさま)【令和4年10月1日現在】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた世帯等に対して下記の支援を行います。
詳しくは、下記の相談窓口までお問合せください。

■国の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	所得税、贈与税、相続税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限までに申告が困難な場合は、個別指定による期限延長を申請することにより申告期限を延長することができます。	所得税、贈与税、相続税の納税義務者	大東税務署 0854-43-2360
2	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金『ひとり親世帯分』	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育ての負担や収入の減少を支援するため、収入の少ないひとり親世帯の方に対し、特別給付金を支給します。 【給付額】 児童1人当たり 一律5万円 【給付金の支給・手続き】 対象者① ・申請は不要 ・児童扶養手当に合わせて支給済み 対象者②③ ・申請が必要 ・指定口座へ支給	①R4.4月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ②公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない方 ③新型コロナの影響を受けて、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	子ども政策局 子ども家庭支援課 0854-40-1067
3	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金『ひとり親世帯以外分』	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育ての負担や収入の減少を支援するため、収入の少ないひとり親世帯以外の方に対し、特別給付金を支給します。 【給付額】 児童1人当たり 一律5万円 【給付金の支給・手続き】 対象者①の方で令和4年度住民税非課税の方 ・申請不要 ・児童手当の振込口座へ振り込み 対象者②③④ ・申請が必要 ・指定口座へ支給	①児童手当又は特別児童扶養手当が支給される方 ②R4年度住民税が父母等とも非課税で高校生世代の児童のみを養育されている方 ③新型コロナの影響を受けて、収入が住民税非課税相当となっている方 ④公務員の方でR4年度住民税非課税又は③に該当する方	市民環境部 市民生活課 0854-40-1031

■島根県の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	県税の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、県税の納税が困難な方で、要件に該当する場合は、申請することにより、原則として1年以内の期間に限り納期限の猶予(先延ばし)が認められます。	県税の納税義務者	東部県民センター 雲南事務所 0854-42-9520
2	法人県民税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限に申告が困難な場合は、申告期限を延長することができます。	法人県民税の納税義務者	東部県民センター 法人課税課 0852-32-5621
3	しまねプレミアム飲食券	県内の加盟飲食店で利用できる飲食券 1冊 6,000円分(500円×12枚)が、5,000円で購入できます。 【販売期間】 令和4年4月20日～令和5年1月15日 【利用期間】 令和4年4月27日～令和5年1月31日	消費者	しまねプレミアム 飲食券事務局 0852-59-5650
4	再発見!あなたのしまねキャンペーン(#WeLove山陰キャンペーン含む) 【令和4年10月10日まで】	島根県内の対象宿泊施設を利用された場合、利用料金の1/2相当額を支援します。 【島根県民への支援(島根県内分)】 ①県内宿泊施設での宿泊料の割引 割引率:1/2(上限5,000円/人/泊) ②旅行商品の料金の割引 割引率:1/2(上限5,000円/人/回) ③地域限定クーポンの配布 上記①・②による割引後の金額に応じて、以下のとおり配布 5,000円以上 1,000円券を2枚 2,500円以上 1,000円券を1枚 ④しまねプレミアム飲食券の配布 上記①・②による割引後の金額が2,500円以上の場合、1,000円分配布(500円券2枚)	消費者	島根県商工労働部 観光振興課 0852-22-5625
5	全国旅行支援 「ご縁も、美肌も、しまねから。」 【令和4年10月11日から事業開始】	島根県内の宿泊・旅行商品を割引します。 ・交通付旅行商品一人あたり8,000円分が上限(宿泊のみ・日帰りの場合5,000円が上限) ・旅行先で使える地域限定「しまねっこクーポン」(平日3,000円、休日1,000円)を付与 【実施期間】 令和4年10月11日 ～令和4年12月20日まで※予定 【利用条件】 1.身分証明書(本人確認)の提示 2.ワクチン3回以上の接種証明書、または陰性証明書の提示 ※島根県民が、県内の施設を利用する場合は2回以上の接種証明書	消費者	しまね旅キャンペーン事務局 0852-20-3060

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
6	観光需要喚起促進事業	「全国旅行支援」に合わせ、観光施設・土産物店等の消費喚起を図るため、観光需要が落ち込む冬期閑散期の休日に地域限定クーポンを上乗せします。 【実施内容（予定）】 対象者：着地型旅行商品参加者 上乗せ額：上限2,000円（1,000円券2枚） 事業期間：令和4年12月～令和5年2月	消費者	島根県商工労働部 観光振興課 0852-22-5625
7	公立高等学校等奨学のための給付金（家計急変による給付）	授業料以外の教育費負担の軽減を図る奨学のための給付金制度について、家計急変が生じ、非課税世帯同等の収入状況となった場合、支援対象とすることができます。	解雇等の家計急変が生じ、非課税世帯同等の収入状況となった世帯	島根県教育委員会 学校企画課 0852-22-5410

■雲南市の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	市税等の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等の納税が困難な方で、要件に該当する場合は、申請することにより、原則として1年以内の期間に限り納期限の猶予（先延ばし）が認められます。	市税等の納税義務者	市民環境部 債権管理対策課 0854-40-1035
2	国民健康保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、一定の要件に該当する場合は、申請により保険料を減免します。 【対象となる保険料】 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納付期限となっている保険料	国民健康保険料の納付義務者	市民環境部 税務課 0854-40-1034
3	法人市民税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限に申告が困難な場合は、申告期限を延長することができます。	法人市民税の納税義務者	市民環境部 税務課 0854-40-1034
4	傷病手当金の支給（国民健康保険）	新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、療養のために仕事を休み、給与等の支払いを受けられない場合は、申請により傷病手当金を支給します。 【適用期間】 令和2年1月1日から令和4年12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月間まで延長）	国民健康保険の被保険者	市民環境部 市民生活課 0854-40-1031

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
5	生活困窮者自立支援事業	専門の相談員が困りごとの相談に応じ、必要な援助を提供し、生活を支援します。	生活の困りごとを抱えている方	雲南市社会福祉協議会（生活支援・相談センター） 0854-45-3933
6	住居確保給付金支給事業	○支給金額 家賃相当分の金額 ※月額上限 単身世帯3万7千円 ※2人以上の場合加算措置あり ○支給期間 原則3か月以内	離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した方、または喪失する恐れのある方	雲南市社会福祉協議会（生活支援・相談センター） 0854-45-3933
7	生活費用給付金支給事業	○支給金額 総合支援資金貸付金額の25%以内（上限15万円） ○申請期限 令和5年3月末	国の支援策「総合支援資金（特例貸付）」の貸付を受けている方	雲南市社会福祉協議会（生活支援・相談センター） 0854-45-3933
8	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	○支給金額 1か月ごとに、単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円を3か月間支給。 ○申請期限 令和4年12月末	国の支援策「総合支援資金（特例貸付）」の再貸付を受けた方、または不決定となった方で、次の①～④すべてに該当する方。 ①世帯の生計維持者 ②世帯全員の収入が一定の基準以下 ③世帯全員の預貯金の合計額が一定の基準以下 ④求職活動中、または生活保護申請中	雲南市社会福祉協議会（生活支援・相談センター） 0854-45-3933 健康福祉部 健康福祉総務課 0854-40-1041
9	水道料金・下水道使用料の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、一時的に料金の支払が困難になった場合、申請により最長で1年間支払を猶予（先延ばし）します。	全世帯	水道局 営業課 0854-42-5322
10	雲南市子育て世帯応援給付金（ひとり親世帯分）	国の支援策の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金『ひとり親世帯分』」を受給された方に児童1人当たり5万円を上乗せ支給します。 【給付額】 児童1人当たり 一律5万円 【給付金の支給・手続き】 ○国の給付金を雲南市から受けた方 ・申請は不要 ・国の給付金の振込口座へ支給 ○国の給付金を雲南市以外から受けた方 ・申請が必要 ・指定口座へ支給	「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金『ひとり親世帯分』」を受給された方	子ども政策局 子ども家庭支援課 0854-40-1067

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
11	雲南市子育て世帯応援給付金（ひとり親世帯以外分）	<p>国の支援策の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金『ひとり親世帯以外分』」を受給された方に児童1人当たり5万円を上乗せ支給します。</p> <p>【給付額】 児童1人当たり 一律5万円</p> <p>【給付金の支給・手続き】</p> <p>○国の給付金を雲南市から受けた方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請は不要 ・国の給付金の振込口座へ振り込み <p>○国の給付金を雲南市以外から受けた方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請が必要 ・指定口座へ支給 	「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金『ひとり親世帯以外分』」を受給された方	市民環境部 市民生活課 0854-40-1031
12	飲食・タクシー業消費喚起支援事業（雲南市プレミアム商品券）	<p>市内の参加登録店で利用できる商品券1冊3,000円分(500円×6枚)が、2,000円で購入できます。</p> <p>【販売期間】 令和4年10月1日～令和5年2月28日</p> <p>【利用期間】 令和4年10月1日～令和5年3月31日</p>	消費者	産業観光部 商工振興課 0854-40-1052
13	宿泊・観光消費喚起支援事業（プレミアム付うんなん観光券）	<p>市内での宿泊及び観光等で使用できる「観光券」4,000円分（うち1,000円は宿泊のみ利用可）を2,000円で市内の宿泊施設（登録店）で購入できます。</p> <p>※1人あたり最大2枚（8,000円分）まで購入可能</p> <p>※飲食の利用は不可</p> <p>※全国旅行支援の対象施設でも利用可</p> <p>【販売期間】 令和4年11月1日～令和5年2月15日</p> <p>【利用期間】 令和4年11月1日～令和5年2月28日</p> <p>【利用可能施設等】 日帰り入浴施設、道の駅、タクシー利用、ガソリンスタンド等</p>	消費者	産業観光部 観光振興課 0854-40-1054 (一社)雲南市観光協会 0854-47-7878

■その他団体等の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	【雲南広域連合】介護保険料の減免	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が減少するなど一定の要件に該当する場合は、申請により保険料を減免します。</p> <p>【対象となる保険料】 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納付期限となっている保険料</p>	65歳以上の介護保険第1号被保険者	雲南広域連合 介護保険課 0854-47-7342

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
2	【島根県後期高齢者医療広域連合】 後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、一定の要件に該当する場合は、申請により保険料を減免します。 【対象となる保険料】 令和4年4月1日から令和5年3月31日までが納付期限となっている保険料	後期高齢者医療制度の被保険者	島根県後期高齢者医療広域連合 業務課 0852-20-7526 雲南市市民環境部 税務課 0854-40-1034
3	【島根県後期高齢者医療広域連合】 傷病手当金の支給（後期高齢者医療制度）	新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、療養のために仕事を休み、給与等の支払いを受けられない場合は、申請により傷病手当金を支給します。 【適用期間】 令和2年1月1日から令和4年12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合は、起算日から最長1年6か月間まで延長）	後期高齢者医療制度の被保険者	島根県後期高齢者医療広域連合 業務課 0852-20-7526 雲南市市民環境部 市民生活課 0854-40-1031
4	【日本年金機構】 国民年金保険料の免除	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる場合、臨時特例免除申請により国民年金保険料を免除します。 【対象となる国民年金保険料】 ・令和2年度保険料 令和2年7月～令和3年6月分 ・令和3年度保険料 令和3年7月～令和4年6月分 ・令和4年度保険料 令和4年7月～令和5年6月分 ※過去の保険料については申請月から2年1ヶ月まで遡って申請ができます。	国民年金の被保険者	松江年金事務所（代表） 0852-23-9540 雲南市市民環境部 市民生活課 0854-40-1031